

証券市場全体のBCPの整備について

1. BCPに関するこれまでの取組み

(1) 証券界の取組み

① 日本証券業協会では、平成17年2月、「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関するワーキング」を設置し、証券会社が地震、風水害、テロなどの不測の事態から顧客資産を保護するとともに、取引の継続性・安全性を確保するための事業継続体制の整備等についての検討が行われ、同年6月、「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」として取りまとめられた。それ以降、個別の証券会社においてもBCPの整備が進められている。

② 同協会ではさらに同年9月、個別の証券会社では対応が困難となるような証券市場全体のBCPについて検討を行うことを目的として、「証券市場全体の事業継続計画に関する検討ワーキング」が設置された。その中で、市場慣行等の継続が困難となる災害等（注）を想定して取り組むべき課題を整理するといった観点から議論が行われ、緊急連絡体制の整備や共同演習等の実施を内容とする報告書（以下「本報告」という。）が本年2月に取りまとめられたところ。

（注）広域的な自然災害、テロ行為、大規模なシステム障害、SARS又は鳥インフルエンザなど感染症の蔓延など。

③ 本報告を受け、証券市場全体のBCPについて検討し、適宜必要な措置を講じていくため、自主規制機関（証券業協会、証券取引所）、証券会社、当局等の関係者で構成する証券市場全体のBCP検討フォーラム（以下「BCPフォーラム」という。）が設置され（注）、継続的な検討が行われることになっている。

（注）BCPフォーラムを全面的に支援し統括する上位組織である「証券市場BCP協議会」が4月21日に設置されている。

(2) 政府の取組み

① 証券市場のみを想定したものではないが、いわゆる緊急事態を想定し、災害対策基本法に基づき中央防災会議で策定された「首都直下地震対策大綱」、「首都直下地震の地震防災戦略」のほか、国民保護法に基づき策定された「金融庁国民保護計画」等を踏まえた対応を図ってきていると

ころ。(別紙参照)

- ② システム障害に関しては、2005年12月に策定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」の中で、システム障害の未然防止、発生時の被害拡大防止・迅速な復旧及び再発防止のため、政府等から提供される情報について、適切に重要インフラ事業者等に提供し、関係重要インフラ事業者等間で共有することにより、各重要インフラ事業者等のサービスの維持・復旧能力の向上に資するため、各重要インフラ分野内に「情報共有・分析機能」(CEPTOAR:Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response)の整備を進めることとされている(注)。

(注) 2006年度末までに各重要インフラ分野ごとに「情報共有・分析機能」の整備を推進。

2. 証券市場全体のBCPの目標等

- ① 証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を再開、復旧又は代替する体制の整備
- ② 適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制の整備

3. 今後の課題等

今後、BCPフォーラムにおいて各市場ごとの専門部会を設けて議論が進められていくことになるが、その際の留意点として、以下のようなものがあげられる。

- (1) 証券市場BCP協議会を上部機関とするBCPフォーラムにおいて、今後、危機時における証券市場全体としての優先順位付けを含め検討。
- (2) 議論を実効性のあるものとするため、証券会社、自主規制機関(証券業協会、証券取引所)、当局等が連携を密にしながら検討。
- (3) システム障害等の情報についての適切な情報共有・分析による障害防止態勢の構築について検討。